



市役所近くに 現われたサル

ことしも、サルが人家の近くに現われて来ました。サルは、果実や田畑の農作物などを手あたりしだいに食い荒らし、人間に被害をあたえます。

人間から食べ物をもらって食べるサルの姿は、かわいく楽しいところかもしれませんが、野性の動物が人間の食べ物の味を覚え、野性に帰ることができなくなり、ますます人間の食物をねらうようになります。

そこで、市では昨年「サルを元の自然に帰す運動」を行っています。家の近くでサルを見つけたら、みなさんの協力でサルを自然の中に帰しましょう。

### サルの調査に

#### ご協力ください

サルの生息状況と被害調査を、十月一日から十二月三十一日まで行うことになりました。

サルを見た方は、調査員または市役所にご連絡ください。

#### ▼調査内容

①サルを見た日時、場所、観察者

サルを自然に 帰しましょう

の住所氏名 ②サルの数、どんなサルか(親、子ザル何頭) ③何をしていたか(……を食べていた、遊んでいた) ④どこから来てどこへ行ったか。

#### ▼地区担当調査員(敬称略)

- ◎清滝・細尾地区 埴田謹一(清滝一丁目 ☎④〇三七四)
- ◎花石・久次良・安良沢地区 伊谷政雄(久次良町 ☎④一二九七)
- ◎西町地区 安生信夫(山内 ☎④二〇〇七)
- ◎東町・小倉山地区 中川光薫(萩垣面 ☎④〇二六〇)
- ◎所野・七里・野口・和泉地区 山本忠男(所野 ☎④二三九一)
- ◎その他の地区 市役所農林商工課(☎④一一一一)

### 家屋調査を行います



税務課では、新築または増・改築された未調査家屋の「家屋調査」を、十月一日から十二月上旬まで行います。調査員がお伺いしましたら、所有者のご協力をお願いします。

なお、家屋調査は評価を伴いますので、内部が外部から観察困難な場合は、内部に立ち入りさせていただきます。

### 相談所開設

今月は、次の相談所が開設されます。お気軽にご相談ください。

#### ◎心配ごと相談

- ▼十三日 ☎ 小来川公民館
- ▼二十日 ☎ 清滝公民館
- ▼人権・総合行政合同相談
- ▼二十七日 ☎ 稻荷会館

時間はいずれも午前十時から午後三時です。

#### ◎年金の相談

年金についてどんな相談でもお受けします。

- ▼二十四日 ☎ 市役所
  - ▼二十五日 ☎ 中宮祠出張所
  - ▼二十六日 ☎ 清滝出張所
  - ▼二十七日 ☎ 小来川支所
- 時間はいずれも午前十時から午後四時です。

### 裁判所の見学をどうぞ



十月一日は「法の日」です。同日から一週間を「法の日」週間として全国各地で、各種の行事が行われます。宇都宮地方・家庭裁判所では、民主社会における裁判所の果たす役割などについて理解していただくため、期間中に裁判所の見学・公判審理の傍聴などについて便宜を図ります。ご希望の方は、宇都宮地方裁判所事務局総務課(☎〇二八六②二一一内線二〇四)までご連絡ください。

(宇都宮地方裁判所)

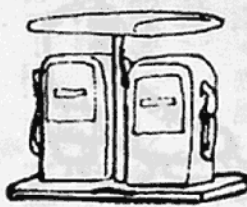
### お酒と税金



お酒の税金は、ことしの五月一日から清酒特級一・八割六分六厘二十八円七角三分八厘、清酒一級二・三割六分六厘二十八円七角三分八厘、ピール大ビン二・八割二分二厘、ウイスキー特級二・九割二分四厘、千七百四十四円に引き上げられました。清酒二級、合成清酒、しょうちゅう乙類と本みりんは変わりません。秋も深まり、熱かんがうまい季節ですが、納税に協力するのだからといって、飲みすぎないようにしてください。

(鹿沼税務署)

### 危険物取扱者講習会と試験



▼危険物取扱者受験準備講習会

①講習日 甲乙種 十月十九日・二十日 丙種 十月二十一日 ②会場 栃木会館・商工会館 ③受付期間 十月二日・十二日

▼危険物取扱者試験

①試験日 十一月十九日 ②会場 作新学院

③試験科目 全種 ④受付期間 十月二日・十二日 受験願書やテキストなどは、日光市消防本部に用意してあります。詳しいことはお問い合わせください。(県消防防災課)